

事後審査型制限付き一般競争入札の導入について

1. 事後審査型制限付き一般競争入札の目的

制限付き一般競争入札の執行について、開札後に落札候補者のみを対象に入札参加資格の審査を行い入札事務手続き期間の短縮や入札契約事務の効率化を図ろうとするものです。

2. 入札公告について

事後審査型制限付き一般競争入札であることを入札公告において明確に示すこととします。

3. 入札参加申請について

入札参加希望者は、入札公告に示した日時までに、入札参加申込書を電子入札システムにより送信し、参加申請してください。

資格要件を確認できる資料の送信は入札参加申請時には不要となります。

4. 設計図書等について

設計図書等については、入札公告に記載するパスワードを確認し、各自川西市のポータルサイトからダウンロードしてください。

5. 入札及び落札候補者の決定について

入札公告に示した日時までに、電子入札システムにより入札書を提出してください。最低制限価格以上の価格であって、予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者を落札候補者とし落札を保留します。最低制限価格の設定がない場合は、予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者を落札候補者とします。

ただし、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、電子くじによって落札候補者を決定します。

6. 落札候補者の審査について

落札候補者は入札公告に示す資格要件審査書類等の提出期限までに、資格要件の確認に必要な審査書類を提出してください。

7. 落札者の決定について

落札候補者の資格要件の審査を行い、資格を有していると認められた者を落札者とします。

落札者を決定した時は、直ちに落札者に対してメール等で通知を行います。

また、審査の結果、落札候補者が資格要件を満たさない場合は、その者の行った入札は無効とし、次の順位の落札候補者について資格要件の審査を行い、落札者が決定するまで順次行うものとしします。

8. 資格要件がないと認められた場合について

落札候補者の資格要件の審査の結果、要件を満たさず落札者とししない者には、その結果を理由を付して通知します。その通知を受けた者が理由について説明を求める場合は、通知日より3営業日以内に書面にその旨を記載し、契約検査課まで提出してください。